

諮問番号：行政不服審査諮問第1号

答申番号：川情審査行服答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

川口市長（以下「処分庁」という。）が平成28年4月13日付けで審査請求人〇〇〇（以下「請求人」という。）に対して行った徴収猶予申請棄却処分（以下「本件処分」という。）について請求人が平成28年6月8日付けで提起した審査請求（平成28年（審）第2号。以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが妥当である。

第2 審査関係人の主張等

1 請求人の請求の趣旨及び理由

(1) 請求人の請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求人の請求の理由

ア 処分庁の本件処分の通知書には、「当該法要件に該当しない」旨の一文の記載があるのみで、具体的な非該当事由が記載されていない。これは、不利益処分にかかわる規定に抵触するものである。

イ そもそも請求人は当該要件に該当し得ると判断し当該申請を行ったものであることから、当該請求理由とするものである。

ウ 処分庁の国保課担当職員は、「当該申請における分納計画は1年間での完納計画でなければ認められない」旨発言しているが、明らかに過ぎる違法発言である。

2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

(1) 処分庁の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分庁の主張

ア 本件処分に至るまでの経緯

(ア) 請求人は、平成28年4月8日に来庁し、一括して納付する資力がないことを理由に徴収猶予の申請（以下「本件申請」という。）を行った。また、本件申請が認められる場合には分納を希望し、その額は月額1万5000円を希望した。

(イ) 請求人には、平成28年4月8日現在、平成23年度から平成27年度までの国民健康保険税の本税122万8800円及び延滞金116万2400円の合計239万1200円の滞納が認められた。

(ウ) 処分庁は、平成28年4月13日、本件申請を棄却する処分を行い、請求人に対し、同日付けでその旨を通知した。

イ 処分庁の意見

(ア) 徴収猶予とは、地方税法15条1項の規定のとおり、納税者が災害、疾病、事業の休廃止その他の事実があることにより一時に納税をすることができない場合において、納税者に納税資金調達の時間的余裕を与えるために設けられた制度である。

(イ) 本件申請の理由である「一括して納付する資力がないため」は、上記の理由を定めた同項各号の規定のいずれにも該当しない。

(ウ) 申請者には、震災、風水害、火災その他の災害、盗難、病気、負傷、事業の休廃止、事業における著しい損失があったことの申請もなく、また、その事実の確認が取れない。このことから、申請者に関する事実を以て判断をしたとしても、徴収猶予を認めることはできない。

(エ) 本件申請を行った際に窓口において、徴収猶予することができる場合として関係法令を提示して説明しており、たとえ処分通知書に記載された理由が

不十分であったとしても、申請者に対する説明に不足は認められないと考える。

(オ) 国民健康保険課職員による「1年間での完納計画でなければ認められない」旨の発言については、徴収猶予が認められる期間は1年以内の期間に限られ、また、その場合の分割納付については徴収猶予の期間内において認められるものであるので、1年間の分納計画とする旨の説明に違法ないし不当な点は見当たらない。なお、本件処分は、「法15条1項の定める徴収猶予の要件に該当しないため」に行ったものであり、1年以内の完納が見込めないことを理由に行ったものではない。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきものとする。

2 審理員意見書の理由

(1) 徴収猶予の要件について

ア 地方税法15条1項は、同項1号から5号までの「各号のいずれかに該当する場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる」こととしている。

イ 請求人には災害、病気、負傷、事業の休廃止に該当する事実は認められないことから、同項1号から3号までの規定には該当しない。

ウ 請求人の営業所得の推移を見てみると、平成27年中の営業所得額228万7373円に対し、平成26年中の営業所得は288万8097円であることから、その差は60万724円となり、同項4号に規定する事業における「著しい損失」に該当すると認めることはできない。

- エ 同項5号に該当する事実も認められない。
- オ 「一括の資力がないため」ということ自体は、徴収猶予を申請する理由となり得ない。
- (2) 請求人は、徴収猶予の申請があったときは、処分庁は申請に係る事項についての調査義務を負っている旨主張するが、処分庁は、申請書に記載のない事項についての調査義務はない。
- (3) 地方税法15条1項及び3項によれば、徴収猶予は、原則として1年以内の期間において認められるものであり、徴収猶予が認められた場合にあっては、その期間内において条例で定めるところにより分納が認められる。徴収猶予の延長の制度は、同条4項に規定されているとおり、「徴収猶予をした場合において」「やむを得ない理由があると認めるとき」に認められるものであり、初めから徴収猶予の期間を最大で2年間とする趣旨とは解されない。処分庁職員の発言内容は、これら原則論についての説明をしたものと解されるものであり、その内容には違法ないし不当な点は見当たらない。
- (4) 以上のとおり、本件処分には違法ないし不当な点は認められないから、本件審査請求は、行政不服審査法45条2項の規定により棄却されるべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
平成28年9月21日	諮問書の受理
平成28年11月15日	処分庁から聴取、審議
平成28年12月27日	審議
平成29年2月10日	審議
平成29年3月7日	審議

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと判断する。
- 2 本件審査請求は、処分庁が請求人に対して行った徴収猶予申請棄却処分の取消しを求める不服申立てである。

地方税の徴収猶予は、納税者に地方税法15条1項1号から5号までのいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときに、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限りすることができるものであるところ、請求人の徴収猶予申請の理由は、「一括して納付する資力がないため」ということだけであり、請求人は、地方税法15条1項1号から5号までのいずれかに該当する事実があることを徴収猶予申請の理由として述べておらず、実際にも請求人に当該事実があるような事情は窺えない。

- 3 審理員意見書は、請求人には地方税法15条1項1号から5号までに該当する事実が認められないとして、本件処分には違法または不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきであるとするものであるが、審理員意見書の判断には違法又は不当な点はなく、妥当である。
- 4 以上によれば、本件審査請求は理由がないと認められるので、審理員意見書のとおり、棄却するのが妥当である。

平成29年3月27日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊